

## 新潟県連がまとめた要望事項

## 令和 2 年度税制改正要望事項

## 総 論

## 第一 経済活性化への積極的取り組み

平成 31 年度税制改正では、消費税率の引き上げに際し、需要変動の平準化等の観点から、住宅に対する税制上の支援策が講じられるとともに、車体課税について、地方の安定的な財源を確保しつつ大幅な見直しが行われました。さらに、デフレ脱却と経済再生を確実なものとするため、研究開発税制の見直し等が行われました。

ただ、世界経済の先行き懸念、更に日本経済は足踏み状態にあり、引き続き、経済再生が最優先課題となっている。

特に地方の中小企業にとっては厳しい経営環境が続いており、日本経済を支える中小企業が元気に成る為の、更なる具体的施策を示し実行するよう、政府に対し強く求めたい。

## 第二 行財政改革の徹底

平成 31 年度予算編成は、歳入 101.4 兆円のうち、税収は 62.4 兆円（前年度当初予算 59.1 兆円）、国債の新規発行額は 32.6 兆円（前年度から 1 兆 324 億円減）であり、公債依存度は 32.1%（前年度 34.5%）となった。

財政状況はわずかながら改善しているとはいえ、2020 年度から 2025 年度に延期したプライマリーバランスを黒字化するという目標は、率直のところ達成困難といわざるを得ない。

この現実を正面から受け止め、政府には、引き続き本気で行財政改革に取り組むよう求める。

そのための具体策として、次のとおり要求する。

1. 年金の「マクロ経済スライド運用」の徹底、高所得高齢者の給付削減
2. 医療分野の規制改革推進（診療報酬体系の見直し、ジェネリック普及など）
3. 介護保険制度の見直し
4. 生活保護の給付水準見直しと厳格運用
5. 少子化対策は企業主導型保育事業の検討と安定財源確保
6. 選挙制度改革と議員定数・報酬等の歳費の抑制
7. 特殊法人改革等の推進
8. 積極的な民間活力の導入
9. 特別会計の抜本的改革
10. 予算執行についてのチェック体制強化と厳格運用
11. 国、地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制

## 第三 法人・個人所得税について

税制は、公平・中立・簡素の課税三原則に立って、広く・薄く・公平な適正な税負担を求めていくことが大切であり、国民全体が公的サービス費用を負担するという考えで、課税ベースの見直しを要望してきた。

産業の空洞化を防止する観点から、法人実効税率引き下げは妥当と考えるが、一方で課

税ベースの拡大により、税負担の軽減効果が減殺されることのないよう慎重な検討を求めたい。

個人所得税については、配偶者控除、配偶者特別控除の見直しが行われたが、不公平を生じないように配慮すべきで、引き続き適正な税負担の仕組みを追及、検討していくべきである。

#### 第四 社会保障制度改革推進について

財政と社会保障の問題については、人口減少と少子、高齢化の同時進行、格差の拡大が進む中で国民は将来の不安がますます増大してきている。

出生数の減少は、その理由として将来不安が一番に挙げられ、現下の財政状況の中で社会保障制度をいかにして維持していくのか、これは国家的課題ともいえる大きな問題である。

既に、高齢者控除の廃止、年金の支給年齢の引き上げ、保険料増額等の改革を行ってきてはいるが、公的福祉制度の民間移譲など、地方財政の削減、民間雇用促進に繋がるような施策について、財源問題と併せ更に突っ込んだ改革に取り組んでいくことが不可避といえる。

増大する社会保障費の負担は、国民全体が負うべきであり、消費税は社会保障に重点的に充てるようにしていく必要がある。

#### 第五 震災復興について

東日本大震災については、平成 27 年度まで 5 年間の集中復興期間（予算規模 25 兆円）を経て、平成 28 年度から令和 2 年までの 5 年間の「復興・創生期間」（予算規模 6.5 兆円）に入っているが、依然復興は道半ばである。

今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故対応を含め引き続き適切な支援を続ける必要がある。被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから実効性のある措置を講じるよう求める。

財源については、国が全額負担してきた従来方針を転換し、一部事業については被災自治体にも若干の負担を求めることとしており、効率的な予算運営が期待できる状況になっているが、「復興・創生」の残り期間についても、引き続き極力各省庁の無駄を省き、知恵を絞って税外収入の確保に努め、更なる増税に頼ることのないよう要望したい。

また、熊本地震についても、東日本大震災の対応などを踏まえ、適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧、復興の実現等に向けて早急に取り組まねばならない。

### 【 基 本 事 項 】

#### 第一 法人税制について

地域経済の担い手である中小企業は、依然厳しい経営環境におかれていることから改善すべき点が多い。

このため、以下のことにつき要望する。

##### 1 課税ベースの適正化について

法人実効税率の引き下げに伴い租税特別措置の期限切れによる廃止など課税ベースの拡大が一部行われたが、依然として法人税負担の偏りがみられる。財源確保の観点からだけでなく、適正な課税ベースの構築を引き続き検討していくこと。

##### 2 外形標準課税について

中小法人は大法人と比較すると労働分配率が高く、外形標準課税が適用されると雇用の維持・創出に及ぼす影響が大きい。また欠損法人等担税力のない中小法人の資金繰りを圧迫し、設備投資にも影響が及ぶことから、地方創生の観点からも、外形標準課税の対象範囲の見直しをするに当たっては、中小法人への十分な配慮が必要であり、慎重に進めること。

3 繰越欠損金の控除限度額について

企業活動の継続性と業績回復を支援する観点から、中小法人に対しては、繰越欠損金の100%控除制度を維持すること。

4 投資促進税制等の拡充、本則化

中小企業の技術革新など経済活性化に資する生産性向上設備投資促進税制等については、制度を拡充するとともに、極力本則化すること。

5 確定申告書提出期限の延長

決算事務については、諸手続等のため2か月以内で完了することがなかなか困難であり、法人税の確定申告書の提出期限を「原則」事業年度終了後3か月以内」に延長すること。

6 企業会計と税法会計について

企業会計、税法会計ともに「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従う」とする共通理念を有しており、税法会計も可能な限り企業会計に近づける会計処理とすること。

## 第二 個人所得税制について

所得税は、国民全体がその所得に応じて負担するという税の基幹であるが、社会の構造変化などによる非納税者の増加や各種控除の拡大などから、基幹税としての財源調達機能が低下している。

公正・中立・簡素の三原則に立ち戻って、広く公平な税負担となるよう見直しが必要と考える。

1 各種控除制度の見直し

- (1) 各種控除は、社会構造変化に対応したものに見直すこと。
- (2) 税率構造についても、各種控除と一体的に見直しを検討すること。
- (3) 累次の改正で複雑化しており、簡素化を図ること。

2 個人住民税の均等割は、応益負担原則の観点から適正水準とすべき。

## 第三 消費税制について

令和元年10月から予定されている消費税の引き上げは、既定の通り「10%への引き上げ」とされる見込みである。同時に導入する軽減税率制度については、法人会としては「単一税率が望ましい」との主張に変わらないが、次の点について十分な配慮と、国民の理解を得る努力を要望する。

1. 事業者の事務負担・事務コスト増に対し、十分配慮された仕組みとすること。
2. 対象品目等については、極力分かりやすいルールとすること。
3. 税収確保の視点も重視すること。
4. 経済への影響に十分配慮すること。

「また、軽減税率制度が導入された、4年後には、複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、インボイス制度の導入と様々な改正が行われることとなり、事業者側

の事務負担がさらに増大する可能性があり、インボイス制度の導入は反対である。」

#### 第四 事業承継税制について

わが国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化、雇用の確保などに大きく貢献しており、中小企業の事業承継税制は、日本経済にとって大きな影響を及ぼすものである。

これまで納税猶予制度の要件緩和や手続きの簡素化などが図られてきたが、中小企業の円滑な事業承継には不十分であり、さらなる要件緩和と充実を要望する。

#### 第五 地方税制について

##### 1 固定資産税評価方法について

固定資産税については、地価の下落にもかかわらず地価実勢等から見ても税負担が重くなっており、評価方法や課税方式の抜本的な見直しが必要である。

(1) 地価の評価については、現在、国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれ目的に応じた評価をしているが、評価体制の一元化を含め、行政の効率化とコスト削減に努めること。

(2) 土地の評価は、その土地の利用価値をみて「収益還元価格」で評価するように改めること。

(3) 居住用家屋については、現在、再建築価格方式で評価しているが、これを建築後の経過年数や処分価格を基準に評価する方法に改めること。事業用については「収益還元価格」で評価するようにすること。

##### 2 事業所税について

事業所税は、固定資産税との二重課税的な性格を有すること、市町村によって徴収の有無があるなど不合理・不公平な実態があり、廃止すべきである。

##### 3 不動産取得税の減税について

土地の流動化を推進するため不動産取得税の減税を要望する。

また、不動産業者が商品として取得する物件については、保有の期間を限定し非課税とすべきである。

##### 4 ふるさと納税制度について

ふるさと納税制度については、制度の趣旨には賛同するものの、問題点も指摘されている。制度の本旨に立ち返り、寄付が真に住民サービスに活かされ、効率よく地域の運営に貢献するものとなるような仕組みにするべきであり一部見直しが必要と考える。

#### 第六 マイナンバー制度について

平成28年1月から全面施行されたマイナンバー制度は、導入後しばらくの間、発行に伴うミスやカードの不具合などさまざまな混乱を生じたが、システム面については落ち着いた状況になったといえる。ただ、カードの発行率はかなり低調であり、制度の定着には未だ課題が多い。

情報の保護や悪用防止のための措置など、今後も制度の趣旨に沿った運用が成されるよう、更に必要な措置を講じていくよう要望する。

#### 第七 国際税制について

経済のグローバル化に伴い、国境を超える経済活動に対する国際課税の問題は、中小法人や個人にも関わりが広がっており、その重要性はますます高まっている。租税条約

の拡充により国際的な二重課税を排除することや、その逆の不正な資本隠しなどについては厳正な対応が必要であり、国際的な課税ルールの構築に向け継続して取り組んでいくべきである。

いわゆるタックスヘイブン対策は、実態を正確に把握し、税の原点に立ち返った視点からの対策が不可欠である。

諸外国とも連携し、引き続き適正な税制措置をとるよう強く求める。

## 第八 その他

耐用年数の見直しについては、耐用年数は、物を対象に一律に規定されているが、積雪寒冷地における破損や消耗度合いは温暖地とは比較にならず、特に車、家屋等については抜本的に短縮するよう要望する。

なお、海岸地域の塩害についても積雪寒冷地同様に短縮を要望する。

## 【 個 別 事 項 】

### 第一 法人税関係

- 1 中小企業の軽減税率15%の本則化と適用課税所得額の引き上げ  
中小企業に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化すること。  
また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率適用所得額を少なくとも1,600万円程度に引き上げること。
- 2 中小企業の活性化に資する投資促進税制の見直し  
中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含めること。  
また、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、適用期限が延長されたが、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃すること。
- 3 役員給与の損金算入の拡充  
現行制度では、役員給与の損金算入の取扱いが限定されており、特に報酬等の改定には厳しい制約が課されている。職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう見直すこと。
- 4 引当金の損金算入
  - (1) 退職給与引当金は、将来確実に発生する債務を引き当てるものであることから、その繰入について損金算入を認めること。
  - (2) 賞与引当金は、潜在的には各月に発生する未払い費用としての性格を有していることから、その繰入について損金算入を認めること。
- 5 無形減価償却資産の償却期間の短縮  
電算機ソフトウェアは5年償却となっているが、技術進歩が早いため期間を3年とすること。

### 第二 所得税関係

- 1 土地・建物等の損益通算  
土地・建物等の譲渡により生じた譲渡損失の損益通算及び繰越控除を認めること。
- 2 不動産所得の負債利子の損益通算  
土地等に係る負債利子については、不動産所得の計算上生じた損失がある場合に、他の所得との損益通算が認められないこととなっている。  
これはバブル期の措置として設けられたものであり、大きく環境が変わっていることから損益通算を復活させること。

### 3 医療費控除

医療費控除については、昨今の実情を勘案し、最高限度額を 300 万円(現行 200 万円)に引き上げること。

## 第三 相続税・贈与税関係

### 1 親族外への事業承継に対する措置の充実

### 2 贈与税の控除額引上げ

(1) 経済活性化の観点から、贈与税の基礎控除額を引き上げること。

(2) 昭和 63 年以来据え置かれている居住用不動産の配偶者控除額を 2,000 万円から 3,000 万円に引き上げること。

### 3 保険金・死亡退職金の非課税限度額引上げ

法定相続人 1 人 500 万円を 1,000 万円に引き上げること。

### 4 課税財産の見直し

(1) 事業用資産を一般財産と切り離れた事業承継税制とすること。

(2) 相続開始後に発生する相続に伴う費用(遺言執行費用、税理士・弁護士報酬等)は、相続税の課税財産から控除すること。

### 5 取引相場のない株式等の評価の適正化について

平成 29 年度税制改正で類似業種批准方式についての評価方法の見直しが行われたが、純資産価額方式についての見直しも含め、更に適正化を図る必要があり早急な対応を求める。

## 第四 間接税関係

### 1 印紙税の改正

印紙税については、電子取引の拡大や手形決済の省略など取引慣行の変化に伴い課税根拠が希薄化している。文書作成の有無による課税は公平性を欠くことから廃止すること。

## 第五 その他

1. 配当に対する二重課税の見直しを要望する。

2. e-Tax と eL TAX の電子申告・電子納税環境の一層の整備を図り、統一的な運用を検討すべきである。